

国民を蔑ろにしたURの悪事をさらす

港区南青山三丁目の件でURは入札による売却という手法を執った。その入札参加条件に2000㎡以上の建築物を建設する開発行為を行ったことがある会社という条件を付けた。この土地を最終的に落札したのは村上ファンドの村上氏が率いるシティインデックスという会社だ。村上氏は株式市場での金儲けだけでなく土地転がしでも一儲けしようと企んだのだ。当時経営破たんしたシティインデックスというマンション開発会社を傘下に収め、この会社で落札したのだ。当然村上ファンドには開発する能力も意思もなく初めから転売を目論んでいたのだ。

そこに登場したのが今回注目されている香港系投資ファンドのPAGである。PAGはこのURとシティインデックスとの売買契約に転売禁止の特約や、平成30年4月までに2000㎡を超える建築物の建設義務が付随していることは当初より承知していた。そこで登場するのがPAGの顧問弁護士である白井勝己弁護士である。この白井弁護士はかの野村徳七が興した野村財閥の末裔であることを売りにして、時と場合により野村姓と白井姓を使い分けるといった特殊な能力を持っている。この白井弁護士の知恵もあり、PAGは転売禁止の特約を掻い潜るためシティインデックスという会社ごとM&Aするというおよそ不動産売買の世界には馴染まない手法を執ったのである。これは、URとシティインデックスとの売買契約の盲点をついた行為である。

このこと自体が村上ファンドによる体の良い土地ころがしの実態である。都市を再生するというUR本来の目的から大きく逸脱する行為である。しかも村上ファンドはこの転売資金を基に黒田電気の乗っ取りに走ったのである。この時には村上ファンドは株価操縦の疑いで証券取引等監視委員会による強制捜査を受けている。

さらに信じられないのは、PAGによるM&Aを行う前に、URとPAGそしてアセットマネジメントを行うこととなるトーセイアセットマネジメントの3社において事前にこの契約形態について打ち合わせを行っていたというのだ。都市を再生することを標榜しているURとは思えないほどあきれるばかりだ。全く国民の意思を蔑ろにしているとしか言いようのないほどのURのあきらた行為である。

そのPAGとURそしてトーセイアセットマネジメントとの裏交渉であるがここにきて更にすごい情報が飛び込んできたのである。先に述べたようにURとの売買契約には平成30年4月までに2000㎡を超える建築物を建設しなければいけないという特約が付されている。その期限まで残り9か月をきっている現在、当の現地の様子はどうなっているのかというと、更地のまま放置されている。それもそのはずである。何と2000㎡を超える建築物を建設するどころか、先の3者会談で仮設の建築物を建設するだけであるいは、建築確認申請に添付する図面を添付すればURとしては買い戻しの実行を行わないという密約を交わしていたのである。何とも国民を馬鹿にした行為ではないか。UR本来の目的である都市を再生するといった大前提を忘れ、一私企業の利益の為に協力するとは、国民を馬鹿

にしている以外の言葉が見つからない。URは契約書に則って期限がきたら買い戻すべきであるし、入札をやり直すべきなのである。URは一体何をしたいのか、PAGは金儲けだけでいい外資系投資ファンドである。その金儲けだけでいい外資系投資ファンドの金儲けに国民共有の財産を利用してはたまったものでない。その片棒を担いでいる金田真紀も同様である。破産していながら債権者集会は仮病で欠席する、若いツバメとゴルフ三昧、海外旅行を満喫し、未だに不動産業を営んでいる。しかもこの南青山の件では、刑事告訴までされているというオマケつきである。これに関わっている人間たちの法律を何とも思わない欲深さにはほとほとあきれろ。いい加減しろ。